

# 検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年5月12日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No.114】

## S氏個人口座の用途は私物化を疑わせるものばかり！

前号の補足だが、2888万超の入金元である口座の名義人で国家賠償請求訴訟の原告でもあるJR総連元政策調査局長のK氏(2000年6月当時は福祉事業協会理事)は、「No.16」に記載した1980年9月発生の内ゲバ事件の被害者だ。これをみても事件と革マル派との深い関係が疑われる。さて、「6・19判決」の「認定事実」では、1億4888万7804円が振り込まれたS氏の個人名義口座について詳しく記載されているので紹介する(年は西暦に修正)。

### 第3 当裁判所の判断 1 認定事実

(3) 他方、捜査の結果、本件S口座は、1980年9月18日、S名義で開設されたものであったところ、1994年10月11日及び2000年6月23日に住所変更の届出がなされたが、その手続きに際し、原告Sの自動車運転免許証が提出され、原告Sの自宅住所地を届出していたこと、本件S口座(注：S名義の預金口座)からは、孀恋別荘のログハウスキット購入代金及び建築費用として、数回にわたって、各業者らに対し、合計1892万7255円が振り込まれていたこと、孀恋別荘の建築請負契約における建築主は原告Sとされ、土地については、登記は原告Sの親族名義になっていたものの、建物については、建設当初は登記がなされていなかったが、別件暴力行為事件(注：2002年6月21日に発生したJR東海の助役がJR総連執行委員3名から暴行を受けるという暴力行為等処罰に関する法律違反事件)で原告JR総連の事務所等に捜索を受けた後に、土地の登記が原告K(注：現「自然と人間社社長」)に移転されるとともに原告K名義で建物の登記がされたこと、土地の固定資産税は原告Sの親族名で、建物の固定資産税は原告S本人名でそれぞれ納付されており、電気及びガス料金は原告S本人名で支払われていたこと、なお、上記建築請負契約には、原告福祉事業協会名義の別荘の増改築(費用318万5000円)が含まれており、業者らに対する費用の支払いは、孀恋別荘の建築費用と区別されることなく、一体のものとして支払われていたことなどが判明した。また、本件S口座からは、さつき企画代表取締役T名義の口座に2000万円が入金され、さつき企画においては、原告松崎及び原告Sから各1000万円ずつを借り入れたものとして処理されていたこと、本件S口座から、別の原告S名義の口座に500万円が入金され、同人のクレジット代金や生命保険料の支払に充てられたこと、同じくS口座から、原告松崎及び松崎の親族らの各自宅の浄水器取付費用として、業者に対して102万600円が、原告鉄道ファミリー名義の群馬県孀恋村の土地を3区画に区分し、それぞれ、原告Sの親族、原告松崎の親族ら名義の所有権登記を行った際の測量・分筆作業及び登記の費用として、業者に対して140万円がそれぞれ支払われたほか(なお、この原告Sの親族所有の土地に、孀恋別荘が建築されており、原告松崎の親族らの所有の土地に、上記の原告福祉事業協会名義の別荘が建築されている)、原告S、原告Y及び原告松崎が個人で購入した食料品及び健康食品の代金の支払いも行われたこと、さらに、本件S口座からは、原告S名義の外貨定期預金として10万ドル(1245万円)が預け入れられていたほか、原告Sのゴルフクラブの会員年会費の支払いも行われ、原告JR総連執行委員の原告T個人名義の口座への入金も行われていたことが判明した。そこで、公安二課は、口座の開設及び入出金の状況等から、本件S口座は、原告S個人所有の口座であると判断した。

### 孀恋別荘の所有や支払いは個人と組織とが渾然一体化！

S氏の口座からは、クレジット代金、生命保険料支払い、ゴルフクラブ会員の年会費などの個人的支払いのほか、松崎氏の個人的支出などにも利用されていた。福祉事業協会、松崎氏、S氏、およびその親族らの所有や支払いが渾然一体となっている群馬県孀恋村の別荘の実態をはじめ、その用途は組織的な私物化を疑わせる怪しいものばかりである。